

告 示

埼玉県告示第四百三十五号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和二年四月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一七―三十九―三号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

上尾道路沿道中新井・堤崎土地区画整理事業施行地区内二街区一画地（仮換地）、
一街区一画地（仮換地）

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 九千五十七・五三立方メートル